

# 羽生市犯罪被害者等支援条例

## (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定め、当該事項を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。
- (5) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行うことを主たる目的とする民間の

団体（第12条において「民間支援団体」という。）をいう。

（6） 市民等 市内に在住し、滞在し、在勤し、又は在学する者及び市内において組織する団体をいう。

（7） 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、日常生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等の犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること

並びに二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等の犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

- 2 市は、前項に規定する犯罪被害者等の支援に関する相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪行為により死亡した者（当該死亡の原因となった犯罪行為が行われた時点において市内に住所を有していた者に限る。附則第2項において同じ。）の遺族又は犯罪行為により傷害を受けた者（当該傷害の原因となった犯罪行為が行われた時点において市内に住所を有していた者に限る。附則第2項において同じ。）が被る経済的な負担を軽減するため、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額を支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷害見舞金 10万円

(人材の育成等)

第9条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供、助言その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用に供する住居の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(雇用の安定)

第11条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置を講じ、又は必要な施策を実施するものとする。

(民間支援団体への支援)

第12条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、活動に必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第13条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、それを市の犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後において行われた犯罪行為により死亡した者の遺族又は傷害を受けた者について適用する。